

民間借款を提供することになつております

四月十二日、藤山特使が一時帰国し、なお残された、主として技術的諸点に関する問題について政府に報告をいたしました結果、政府は、日比双方の意見の歩み寄りの可能性を認めて、特に藤山氏を政府の代表に任じて、一そう交渉の促進をはからしめた次第でございます。かくて、交渉はきわめて順調に進捗し、現在双方の意見はおもなる問題についてほぼ一致するに至りまして、全面的妥結の時期はきわめて近い将来と認められる状況でございます。

賠償交渉に関する経緯報告に対し、若干の質疑を試みんとするものであります。(拍手)外務大臣の御報告を承わつて、まさに遺憾にたえないことは、全くおざなりで、問題の核心に触れていないこととであります。(拍手)この外務大臣の外交に対する態度が、結局将来において問題を残す原因となることとは、過去の幾多の例によつて、私たちには経験して参りました。(拍手)従つて、私は、大きな問題点を指摘しつゝ、首相並びに外相に御答弁を要望する次第であります。

視した過度の賠償の取り立ては、結局うやうやにならざるを得ないのであって、私どもは一たん決定した賠償に対しては十分な責任を持つべきであるとの建前から、わが国経済に応じた賠償の支払いが決定されなければなりません。（拍手）

そもそも、日本とフィリピンとの間の賠償に関しては、一九五二年ごろより、大野・ガルシア案の、総額四億ドル、支払い期間十年という内容で交渉が始まり、すでに村田全権による調印一步寸前までこぎつけたのであります。ところが、フィリピン国内の政

したものでありますようか。(拍手)まさか、日本の経済力で、八億ドル払う能力が十分あると認められ、かつまた、この影響が他のアジア諸国に及んでも心配ないという自信のもとに承諾されるほど、日本の経済状態を甘く考えられたのではあるまいとは思われますが、どんなお考えでこの総額八億ドルを承認されたか、この際はつきりお示し願いたいと存じます。(拍手)

総額八億ドルは、五億五千万ドルの賠償協定と、二億五千万ドルの経済開発協定とに分けてありますが、このような分け方をした根拠は一体どこにあ

ルといふのとでは、内容が異なつていいのであって、日本は純賠償五億五千萬ドルとし、二億五千万ドルは政府の責任を負わぬ民間同士の借款にしようと考えていたのでありますよ。このように、両国間には総額において根本的な考え方の相違のあることを鳩山首相が認識して交渉しなかつたところに、種々の行き詰まりを生じた一大原因があるのであります。(拍手)このような、すきんな、ひとりよがりの考え方のために、今まで日比賠償を長引かせてきた責任は重かつ大と思うのです。ありますが、首相はその責任をいかが

従いまして、近く右賠償協定及び經濟開発借款協定が成立の上は、直ちに御承認を得るために国会に上程される運びとなることと思います。さういうなわけでありますから、どうぞその節はよろしく御協力を与えられんことを希望いたします。(拍手)

日本・フィリピン間の賠償交渉に
関する趣緯についての重光国務
大臣の報告に対する質疑

○議長(益谷秀次郎) ただいまの報告
に対し、質疑の通告があります。これ
を許します。戸叶里子君。

(戸叶里子君登壇)

態度であります。が、戦争の終結とともに、日本国民の念願は、戦争によつて東南アジア諸国に与えた損害をすみやかに償い、これら諸国との平和をできるだけ早く回復することでありました。さきにビルマとの賠償協定を締び、国交を回復したのも、この趣旨によるものであつて、今フィリピンとの間の同様の協定を結び、これを土台として両国間の国交の正常化を期するのは、この念願を果そととするからであります。(拍手)従つて、私どもは、フィリピンに対し賠償を支払うことには異存はないのですが、その内容と額ということについては十分に考慮しなければなりません。(拍手)第一次欧洲大戦後のドイツの例を見てもわかるように、その国の支払い能力を無

控したようではあります、昨年八月十三日付フィリピンよりの総額八億ドルの書簡に対して、鳩山首相が身動きのできないような返信を与えて以来、今日、その総額並びに内容において批判されているのであります。(拍手)

従つて、まず第一に鳩山首相にお尋ねしたいことは、一体、鳩山首相が四億ドル賠償案を無視して、この八億ドルをいとも簡単に引き受けられた理由はどこにあつたのでありますよろか。

(拍手)安直な楽観ぐせるある鳩山内閣の見通しの誤まりであったのでしょうか。あるいは、また、親米という立場においては、鳩山内閣とフィリピン政府とは同列にありながらも、なおかつ、フィリピンに日本の経済状態を説得できないほどの外交の拙劣さを暴露

得ることもむずかしく、五億五千万ドルの賠償と二億五千万ドルの借款といふことにして、これを民間借款にするならば、先方の額も立ち、国民も納得しよう。鳩山首相はいとも簡単に考えていたのではないかと思うのであります。ところが、フィリピン側は、どんな形をとつてもよいから、あくまでも総額八億ドルの賠償を望んでいるのであって、これを日本国に強く印象づけようとしております。このように、借款二億五千万ドルの規定のいかんでは、総額八億ドル賠償とも、あるいは五億五千万ドルともとれるのであります。すなわち、フィリピン側が総額八億ドル主張するのと、日本側はいま

お考えになりますか、伺いたいのであります。(拍手)
五億五千万ドルの賠償は、五億ドルの資本財と、三千万ドルの役務と、二千万ドルの現金とに分けられております。もつとも、この二千万ドルは、現金という名前を避けて、加工による賠償ということにしたようであります。
すなわち、製品原価の一割を加工費と見立てて、政府がこの一割分を業者に支払うかわりに一割引きで輸出し、フィリピンの業者が右一割増しの原価で国内の販売を行い、右一割分相当のペソ貨を、毎年四百万ドルずつ五年間にわたって政府に納入するのであります。ここで問題が二つあります。その一つは、この一割分の加工費が年間四百万ドルとすると、この数字を保つた

○議長(益谷秀次君) ただいまの報告に対し、質疑の通告があります。これを許します。戸叶里子君。

〔戸叶里子君登壇〕

ります。(拍手)従つて、私どもは、
フィリピンに対して賠償を支払うこと
に異存はないのであります、その内
容と額ということについては十分に考
慮しなければなりません。(拍手)第一
(拍手)安直な樂觀ぐせのある鳩山内閣
の見通しの誤まりであつたのでしよう
か。あるいは、また、親米という立場
においては、鳩山内閣とフィリピン政
府とは同列にありながらも、なおか

日本に於ける、ヒンの業者が右一書籍の原価であつて、これを日本國に強く印象づけようとしております。このように、借款二億五千万ドルの規定のいかんでは、総額八億ドル賠償とも、あるいは五億五千万ドルともとれるのであります。このように、二つあります。その一つは、総額八億ドルを、毎年四百万ドルずつ五年間にわたつて政府に納入するのであります。ここで問題が二つあります。その一つは、総額八億ドルの原価で国内の販売を行い、右一部分相当のペソ貨を、毎年四百万ドルずつ五年間にわたつて政府に納入するのであります。ここで問題が二つあります。その一つは、総額八億ドルの原価で国内の販売を行い、右一部分相当のペソ貨を、毎年四百万ドルずつ五年間にわたつて政府に納入するのであります。

かるように、その国の支払い能力を無

得できないほどの外交の拙劣さを暴露

意・ドル主張するのと、日本側が八意、

百万ドルとすると、この数字を保つた

六〇六

易から、日本の負担する割合分、すなはち四百万ドルを差し引いた三千六百六十ドル分の対比輸出を行わなくてはなりません。現在の日比貿易額は、輸出が四千三百二十五万五千ドル、輸入が六千百六十万五千ドルで、二千万ドルに近い日本側の入超であります。表面上やりくりはつけられるかもしませんが、貿易拡大の保証がないと、日比両国の方とも全く行き詰まるであります。ところが、ここで懸念されることは、賠償の支払いによって通常の貿易取引が減るのではないかということと、対比輸出商品のうち一割に相当する額の外貨の受け取り分が減るわけであって、従来の正常輸出分の商品にこれが適用されるならば、それだけ保有外貨の減少を来たすことになるのであります。が、これに外務大臣はいかが対処されるでありますか。(拍手)

また、一九四六年七月、米国とフィリピンとの間にはベル・トレード・アクトが締結され、一九五四年六月末まで相互無税で輸出入が行われております。したが、それ以後二十年間で漸次課税するということで、毎年五%ずつ課税額をしき、一九七三年一月をもって一〇〇%に達することに取りきめております。そして、このような特恵待遇は、対米関係以外には存在しないのであります。従つて、他に比してこの低い税率は、品物を売る国にとっての最も有利な条件であることは申すまでもありません。

ません。同じ品物を買ひならば、現金の高い品を買ひより、安い品物の方へ飛びつくのが当然であることは、アメリカのフィリピンに占める貿易の割合が八割であることを見ても明らかであります。この意味からも、現在のところ、貿易の拡大は望めそりもありません。にもかかわらず、貿易の拡大は必ずできるとする政府の自信のほどはどこから出でてくるのか、具体的にお答えを願いたいのであります。(拍手) 聞くところによりますと、貿易拡大の共同ミニニケによってその実をあげんとしているようであります。が、これによつて道義的制約はあつても、このミニニケによつて貿易拡大の具体的な内容の制約まで果して望めるかどうか、不安にたえません。のみならず、過去の例を見ても、声明書の保証のみで、その声明書に盛られた内容が現実化されたためしはないのであります。むしろ、今後の両国間と民間の協力によるところ多いと思うのであります。が、何らかの構想をお持ちになつていられたたら外務大臣から伺いたいのであります。(拍手)

て、フィリピン政府は、資本財及び役務によらざる賠償という表現をもつて臨んできました。が、政府はいかなる表現をされんとするのであります。条文の中に現われる言葉なり表現はどうあらうとも、間接的現金賠償であるということは政府も認めざるを得ないであらうと思ひますが、この点、総理大臣並びに外務大臣の見解をはつきりしておいていただきたいのであります。

次に、問題の経済協定による借款であります。日本側は、これを純粹に日本の民間から向うの民間に供与する借款と考え、利率、返還期間、借款の条件などは個々の契約にまかせて、協定に規定すべき必要はないと考えていたようであります。ところが、フィリピンでは、これは政府間の協定であるから、政府として何か責任を持つほしいうといふ考え方であります。おそらく、フィリピンは、必ずしも国家の保証を必要とするということを条文にうたうことまでは主張しないであります。しかし、借款の利率は国際水準並みといわれるようありますが、国際水準並みの利率ということは、平均四五厘以下のことであり、民間の借款の場合よりはずつと安くなつております。また、期間を考えても、先方の希望しているよくな長期間のものが、民間の場合の普通であります。この国

意味からいつても、ある程度の国の保証を意味すると思うのであります。が、この点に対する外務大臣の御見解を承りたいのであります。(拍手)

さらに、日本が低利で長期の資金を貸したとしても、フィリピンはこれに見合う資金を出すわけでもなく、また、フィリピン憲法十三条で、フィリピンの天然資源を処分、探査、開発、利用する会社は、その資本の六〇%がフィリピン国籍人の所有であると規定されているため、日本人はその会社の經營に参加もできず、株の取得にも制限があるのであります。これでは、先方にただ金を借りられるだけで、それがどう使われるか、はなはだ不安であります。外務大臣は、この辺のことをどう調整されるでありますようか。一歩議つて、投資のみするとしても、その場合、とうてい政府の保証なしに民間の銀行が投資することは考えられず、結局輸出入銀行の融資によるものであるから、政府資金の使用にはかならぬいでありますよう。このことは、旧自由党の方々も合同前までは指摘されていましたところでありますて、責任ある政治家であるならば、合同したからといって、この信念が変ったとは考えられません。(拍手)

だしお、日本政府は民間借款の実施に便宜を与え、これを促進すると、フィリピン側の意向も十分取り入れた表現論を協定に織り込むという先方側の要求を認めて、妥協がついたようになります。そこで、政府がどんなに口をすっぽくして、二億五千万ドルは政府の責任を持たない民間借款であるとおっしゃってみても、あるいは、日本側がそのつもりでいてみても、内容がさつかり變らない限り、民間借款とは言えないと思いますが、これでも、なつかつ純粹の民間借款と言われるとするならば、その理由を明確にお示し願いたいと思います。(拍手)

明確にしておく必要があると思うのであります。(拍手)

さらに重大なことは、フィリピンとの間の賠償が他の国へ及ぼす影響についてであります。ビルマとの間に締結した協定には、日本と他の国との間に締結された賠償額によつては、日本とビルマとの間の賠償も再び検討すると

いう条項があり、インドネシアは、フィリピンより少くない額において日本との賠償問題を解決すると言つてきてお

ります。最近では、またベトナムからも賠償の請求がありました。これらを勘案したときに、今回のフィリピンとの間に締結されんとしている賠償は、日本とフィリピンとの間だけの賠償に終らず、その波及するところ大きいのであります。首相及び外相は、そこまで用意周到に考えて取り組んでされているのか、急のために伺つておきたいと思うのであります。(拍手)

ここ数日間、政府は、仮調印と全権派遣というように、ばたばたとあわてて

いるようですが、今国会にでも提出されんとして、急に急ぎ出した

影響のある賠償については、十分慎重

官報(号外)

民くるといふことを認識していただきたく思つてあります。

以上をもちまして私の質問を終りますが、賠償は日本民族にとって重大な問題でありますので、おざなりの答弁でなく、誠意を持つてはつきりとお答え下さらんことを要望いたす次第であります。(拍手)

〔國務大臣鳩山一郎君登壇〕

○國務大臣(鳩山一郎君) 賠償問題

は、国民経済に重大なる負担であることは、政府もよく存じております。そ

の金額も、できるだけ少くするよう

することについて、政府はできるだけ努力をしたつもりであります。五億

五千万ドルの賠償は、役務と生産品で支払うものであります。その原則は必ず

してそこに偽りはないのであります。

その他の御質問については外務大臣から答弁することにいたします。

(拍手)

〔國務大臣重光葵君登壇〕

○國務大臣(重光葵君) お答えいたし

ます。

賠償協定と経済協力の借款協定との二つに分けたのはどうい理由かとい

うお尋ねがございました。これは先方の希望を入れたものでございます。それから、賠償支払いは役務及び生産品をもつて支払うものでございます。そ

の他の方法によつて支払うものではございません。

民間借款について、むろん、政府としても、その借款のできるよろに助力はいたしたいと考えでございます。しかし、これは民間借款でございます。その場合に、合併の形式などはできぬぢやないかということのお話がございまして。これはフィリピン側においてもいろいろな法規がございますから、それによらなければならぬとも思ひます。

が、将来、この借款をいたしますときには、十分先方との間に協議をして、協定をしてきめべきこととござりますから、それに譲つてかかるべきものと思ひます。

さらに、また、貿易の増進でござります。貿易の増進といふことは、すなわち、経済関係を密接にするといふことに帰着するのでござります。

そこで、最近におきましたて、日比貿易は飛躍的に増加しております。これが現状であります。そこで、賠償協定を結ぶことができすれば、将来も貿易

に對する賠償協定は、お話を通りに、他国に及ぶ影響、御心配の点は、ビルマ協定に悪影響を及ぼしはしないか

といふ点であろうと思ひます。ビルマは、お話を通りに、

他の国に影響を及ぼすかといふ点を質問されました。私はそれを落しました。

○國務大臣(重光葵君) 答弁漏れの点

は、どうするんだ」と呼ぶ者あり

り

〔國務大臣重光葵君登壇〕

「答弁漏れあり」「よその国との関係はどうするんだ」と呼ぶ者あり

るが、将來、この借款をいたしますときには、十分先方との間に協議をして、協定をしてきめべきこととござりますから、それに譲つてかかるべきものと思ひます。

さらに、また、貿易の増進といふことは、すなわち、経済関係を密接にするといふことに帰着するのでござります。

そこで、最近におきましたて、日比貿易は飛躍的に増加しております。これが現状であります。そこで、賠償協定を結ぶことができれば、将来も貿易に對する賠償協定は、お話を通りに、

他国に及ぶ影響、御心配の点は、ビルマ協定に悪影響を及ぼしはしないか

といふ点であろうと思ひます。ビルマは、お話を通りに、

他の国に影響を及ぼすかといふ点を質問されました。私はそれを落しました。

○議長(益谷秀次君) この際、国会法第五十六条の二の規定により、内閣法等の一部を改正する法律案、国家行政組織法の一部を改正する法律案、国家公務員法の一部を改正する法律案及び内政省設置法案の趣旨の説明を順次求めて、その趣旨を御説明いたします。

○政府委員(根本龍太郎君登壇)

〔政府委員根本龍太郎君登壇〕

「政府委員根本龍太郎君登壇」

この法律案は、かねて政府の企図しておきました行政制度改革の第一次実施の一環として、内閣官房及び総理府の機構の改正を行おうとするものであります。まず、内閣法における内閣官房長官と内閣官房副長官の制に改正を加えて、これを強化し、一方、総理府設置法において新たに総務長官及び総務次長を置き、従来の総理府の長たる

でございます。その他、フィリピン賠償が解決すれば、ビルマ以外の賠償をも解決する機運がだんだんと熟してくるように思います。この点は、むしろ、いいことじやないかと考えておる

けれども、賠償の取りきめができた上でなければなりません。そこで、貿易協定を今後結んで、貿易の拡大に努力をいたしたい。こういうことに相なるのであります。(拍手)

○議長(益谷秀次君) これにて質疑は終了いたしました。

以上。(拍手)

内閣法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(益谷秀次君) この際、国会法第五十六条の二の規定により、内閣法等の一部を改正する法律案、国家行政組織法の一部を改正する法律案、国家公務員法の一部を改正する法律案及び内政省設置法案の趣旨の説明を順次求めて、その趣旨を御説明いたします。

○政府委員(根本龍太郎君登壇)

〔政府委員根本龍太郎君登壇〕

この法律案は、かねて政府の企図しておきました行政制度改革の第一次実

施の一環として、内閣官房及び総理府の機構の改正を行おうとするものであります。まず、内閣法における内閣官房長官と内閣官房副長官の制に改正を加えて、これを強化し、一方、総理府設置法において新たに総務長官及び総務次長を置き、従来の総理府の長たる

務員に、特に必要がある場合においては、課とは別に、その所掌事務の一部を総括整理する職または課の所掌に属しない事務を所掌する職を政令で設けることができる」といたしました。

の人事院は、国家行政組織法等の適用を受けない特別の機関でありまして、わが国行政組織の現状に適合しないものがあると考えられるのです。

れを所掌させることとしたのであります。国家人事委員会の構成及び国家人事委員の任免、分限等につきましては、大体現行の人事院及び人事官のそれに準じた制度をとることとし、なおな

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

的に一元的に処理する機構を設ける必要があると存する次第であります。

以上が、この改正法律案の主要な内容であります。

の確保及び職員の利益の保護に遺憾のないよう配慮の上、以上の点を是とする目的をもつて、中央人事行政機構を改革整備することいたしたのであります。

職権の行使に当っては独立して行う旨を明記しましたが、国家人事委員会にはいわゆる二重予算制度を設けず、国家行政組織法及び行政機関職員定員法を適用することとし、国家人事委員会

○議長（森谷秀次君）　國務大臣馬場元治君。
○國務大臣（馬場元治君）　内政省設置
〔國務大臣馬場元治君登壇〕

じ、またはこれと密接な関連のもとに、おいて行われているのが現状でありますので、地方財政を再建し、地方自治の健全な発達をはかるためにも、ま

統して、国家公務員法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

すなはち、第一に、国家公務員法中人事院の権限となつてゐる事項のうち、独立性を有する国家人事委員会の権限とすることを適当とする事項以外の事項は、内閣総理大臣の権限とするよう改め、その事務を担当する部局として総理府に人事局を設置し、これに職員、給与の二部を置くこととしたのであります。なお、人事局において

ついては特別な宣誓制度、給与保障制度、退職後の任用制限等は、これを設けないことといたしました。国家人事委員会の事務局には、官房のはか、任用試験、給与調査及び公平審査の三部門を置くとともに、地方支分部局として所要の地方の事務所を置くことがで、きることといたしました。

法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

戦後すでに十年を経過し、わが国の内政も漸次整って参ったのであります。が、内政全般の円滑な処理を期するには、なお改善を要するものがあるのです。あります。

た、内政全般の総合的かつ能率的な運営を期するためにも、国政全般と地方自治との間の連絡調整を適正かつ円滑に行う必要が痛感されるのであります。しかしながら、このような機能は、總理府の一外局たる自治局では十分に果すことができないのであります。従いまして、地方公共団体の行財

人事院は、昭和二十三年、当時の占領行政下において設置されました中央人事行政機関でありまして、内閣に對してきわめて強い独立性を有しているのであります。もとより、人事行政の公正を確保し、職員の利益を保護するためには、独立性を有する人事行政機

は、国家公務員法に基く一般職に関する事項のみならず、現在大蔵省主計局で所掌しております特別職の職員の給与に関する事項、共済組合に関する事項、退職手当に関する事項等をもあわせ所掌させることとしたのであります。

さらに、現行制度におきましては、人事院の行う職員の給与の改善に因する勧告等は、国会及び内閣に対しても同時に実行することとなつておりますが、国家人事委員会のこれらの勧告等につきましては、これを改めて、内閣に対してのみ行なうこととし、内閣は、これを

ふ人口を擴張してゐるわが國において、産業を振興し、社会福祉を増進し、もつて國民生活の安定をはかるためには、その基盤をなす治山治水、道路の整備、住宅の建設、国土計画、都市計画等、国土の保全及び開発に關する施策を統一的かつ総合的に推進すること

政治の適性に因る。企画指導とその結果、營上密接な関係にあります。国土の保全及び開発に関する計画、事業を所管する一省を設けまして、これらの事務を総合的に処理させることができます。

閣の存在を適当とするのであります
が、現行制度に見られるように、独立
機関が一般職の国家公務員の人事行政
をほとんど全面的に所掌していること
は、内閣の責任を不明確ならしめてい
るきらいがあるばかりでなく、行政組
織上の観点からいたしましても、現在

次に、国家公務員法中職員の給与の改善、その他人事行政の改善に関する勧告、試験、研修、分限、懲戒、苦情の処理等、人事行政の公正を確保し、とともに、国家人事委員会を設置し、こ

国会に報告しなければならないことといたしたのであります。

この法律案は、以上の趣旨に基きまして、国家公務員法及びその他の関係法律の改正を行うとともに、必要な経過措置を規定いたしたものであります。

が必要であります。なお、これらの国土の保全及び開発に関する事業の大半は、地方公共団体によつて行われておりますので、これを積極的に推進して、その実効性を確保するためには、地方公共団体の行財政の運営と、これらの事業に関する計画及び実施とを、可及

の総合的な保全及び開発並びに地方自治の健全な発達をはかるとともに、国と地方公共団体との間及び地方公共団体相互間の連絡調整を行い、もつて内政の総合的かつ能率的な運営の確保に寄与いたします。ため、自治庁、建設省、首都圈整備委員会及び南方速報事務局の一環として、国土

内政省設置法案(内閣提出)の趣旨

的に一元的に処理する機構を設ける必要があるると存する次第であります。

次に、地方公共団体の事務の多くは法令によつて規制され、他面、中央各省の行政の大半は地方公共団体を通じ

務局を統合して、内政省を設置しようとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由でござりますが、次に本法案の要旨について御説明申し上げます。

まず第一に、内政省の任務及び権限につきましては、従来の自治局、建設省、首都圈整備委員会及び南方連絡事務局の有しておりますもののほか、従来経済企画庁の所掌となつております。国土総合開発に関する事務の一部及び国土調査等に関する事務と、従来建設省計画局において所掌しております国土計画、地方計画等に関する事務を所掌いたしました。

第二に、内政省に、その所掌事務の内情を把握するため、事務次官補一人を置き、また、従来建設省に置かれた技監等の特別の職を置くこといたしました。

第三に、本省の組織につきましては、内部部局といしまして、大臣官房及び行政局、選舉局、財政局、税務局、管理局、開発局、「計画局」、住宅局、河川局、道路局、營繕局を設けることといたしましたが、これらの内部部局の所掌事務につきましては、行政、選挙、財政、税務、計画、住宅、河川、道路、營繕の各局の所掌事務は、おおむね従来の自治局または建設省におけるそれぞれの該当部局と同様であります。管理局におきましては、従来の建設省の大臣官房の所掌事務のうち、建設業、建設機械、建設関係の調査統計等に関する事務と計画局の所掌事務

務のうち、土地収用、公共物の管理等に

らんことをお願い申し上げる次第でございます。(拍手)

内閣から内政省に移管することにいたしております。開発局におきましては、経済企画局から内政省に移管することにいたしております。内閣提出、内閣設置法等の一部を改正する法律案

一部を改正する法律案(内閣提出)及び内政省設置法(内閣提出)の趣旨

説明に対する質疑

○片島港君登壇

〔片島港君登壇〕

○片島港君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま政府から提案のありました内政省設置法案外三案件につきまして、鳩山總理外閣係閣僚に対し、二、三重要な点について簡単に質問をいたしたいと存じます。

(拍手)

行政機構改革は鳩山内閣の三大公約の一つであります。河野長官が食糧省、貿易省、予算局等々の構想を次々と発表いたしますので、一般に相当の期待と衝撃を与えていたのであります。が、その結果は、今次提案せられましたところ、竜頭蛇尾というよりも、むしろ鳩山内閣の反動的な中央集権化政策の一端を示すに足る改革と、河野長官の面子を立てるための形だけの改革のみが提案せられましたことは、われわれのことごとに遺憾とするところであります。(拍手)

以上が内政省設置法案の提案理由及びその要旨でございますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あ

けられました行政審議会の答申をもと

にせられたようではあります。内

閣及び各省を通じて現在数百に及び、

委員の数は実に一万数千人に上つてお

りますが、そのほとんどが、全部と

いっていいくらい、政府の都合のよい

委員を網羅して、民意を尊重するとい

う名目のために悪用せられておりま

す。御承知の通りであります。(拍手)

ところが、いかに御用委員を網羅して

も、百発百中、政府与党のお気に召す

答申が行われないということは、この

たびの選挙制度調査会などの実例がま

た示す通りであります。(拍手)そこ

で、このたびの行政審議会に対して

は、実行可能という表現をもつて、審

議会の答申そのままが政府案となるよ

うな工作が行われたのであります。し

かば、河野長官の累次の大がぶるしき

の跡始末のために行政審議会を利用し

ただけにすぎないことになるのであり

ます。しかるに、このたびの行政機構

改革の成案の過程におきまして、その

片りんとも見出せないのは、一体どう

したことでありますか、鳩山總理の

御答弁をお願いいたしたい。

さて、問題の内政省の設置について

であります。内政省については、政府

及び与党において、自治局、建設省をあわせて

昇格説と、自治局、建設省をあわせて

内政省にするという両論があつたため

に、審議会は、その空氣を忠実に反映

いたしまして、映画館のように二本建

築を答申いたしております。(拍手)内

の果てには、前もって実行可能なる

案を耳打ちして答申せしむるに至つて

は、審議会の権威は完全に失われて、

百パーセント党利党略の機関となるに

すぎません。党利党略のために多額の

国費を使い、また、数百の審議会をか

かえておくということは、国民として

まさに迷惑千万であります。(拍手)

この際、これらの御用審議会は、調査

会を大幅に整理して、もつと権威あら

むことにしておきたいと

思ひます。(拍手)

さきに、社会保障制度審議会が、社

会保障省または社会福祉省を設置し

労働、建設等各省にまとまる社会福祉

行政を一本化することを勧告いたしま

したのに對し、政府は、昨年四月一日

の閣議において、総理府に社会保障庁

を設けることを了承しておるのであり

ます。しかるに、このたびの行政機構

改革の成案の過程におきまして、その

片りんとも見出せないのは、一体どう

したことでありますか、鳩山總理の

御答弁をお願いいたしたい。

さて、問題の内政省の設置について

であります。内政省については、政府

及び与党において、自治局、建設省をあわせて

昇格説と、自治局、建設省をあわせて

内政省にするという両論があつたため

に、審議会は、その空氣を忠実に反映

いたしまして、映画館のように二本建

築を答申いたしております。(拍手)

内閣提出、内閣設置法の一部を改正する法律案

一部を改正する法律案(内閣提出)及び内政省設置法(内閣提出)の趣旨

説明に対する質疑

○片島港君登壇

〔片島港君登壇〕

○片島港君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま政府から提案のありました内政省設置法案外三案件につきまして、鳩山總理外閣係閣僚に対し、二、三重要な点について簡単に質問をいたしたいと存じます。

(拍手)

行政機構改革は鳩山内閣の三大公約の一つであります。河野長官が食糧省、貿易省、予算局等々の構想を次々と発表いたしますので、一般に相当の期待と衝撃を与えていたのであります。が、その結果は、今次提案せられましたところ、竜頭蛇尾というよりも、むしろ鳩山内閣の反動的な中央集権化政策の一端を示すに足る改革と、河野長官の面子を立てるための形だけの改革のみが提案せられましたことは、われわれのことごとに遺憾とするところであります。(拍手)

以上が内政省設置法案の提案理由及びその要旨でございますが、何とぞ

慎重御審議の上、すみやかに御可決あ

政省が旧内務省の復活であるということは、衆目の一致して認めておるところであります。地方自治体に対する監督権を強化し、知事の官選、道州制を含みとした地方行財政支配の陰謀を内包するものであることも、また万人の疑いをいれないとこあります。(拍手)

(拍手)これだけでも憲法に定める地方自治の本旨に反するものであると思うが、鳩山総理から御見解を承りたいのであります。

自治は地方自治体に対する監督官署であり、建設省は事業官庁であります。内政省内部において、現自治庁を中心とする地方自治体監督命令の立場に立つ部局がその中核的地位を占め、現建設省は省内の一土木的な立場に転落することは明白である。言うまでもなく、わが国の自立経済を促進するために、何ものにも先んじて国土の総合開発が急務であります。そのためには、現在の建設省を中心として、農林、運輸等の各省の建設関係の計画、各種の建設部門、總理府の土地調整委員会、北海道開発厅あるいは厚生省の国立公園部等々をもあわせて、国土资源の調査、開発実施の統括機関として國土開発省を設置すべきものであります。國家権力の中央集権化を急ぐ余しむることは、國土開発を百歩後退せ

くするものと思うのであります。(拍手)

山總理並びに馬場建設大臣の御答弁を承わりたいのであります。

次に、政府が非常に力をこぶを入れまして、また、行政審議会でもこれを第

一順位に取り上げました、また与党もこれに対して文句のないといふ、本改

革案中の白眉は、先ほど御説明のありま

した。今でも考えておるであります。

うが、ところが、非常に世論の猛反撃

によりまして、しぶしぶとこれを引

いたしました。(拍手)マネージメントであります。御承知のように、政府は、當初、副大臣といふ制度を考えおりま

した。今でも考えておるであります。

特に、事務次官補は、大蔵、文部、

法務の三省では、その必要がないと

いつて、辞退をいたしましたそぞうであります。

ところが、大蔵省あたりは、必要

がないはずはないかといつて、これを押し売りをしたといふ裏話

もあるのであります。(拍手)非常にボ

ストのほしい役人までが遠慮する制度

でありますから、これはよほど悪い制

度に違ひはない。どうも本格的な行

政改革が公約通りにいかぬので、その

れ隠しに、つまらぬことまでをも數

えておるのですから。(拍手)

ついで、廢止せられた課が部に今度は昇

格をするといふことまで、私は承わっ

たのであるが、倉石長官にお尋ねいたし

たい。(拍手)特に、今回の――本日の

議案にはなっておりませんけれども、

私の聞くところによりますれば、經濟

企画庁あたりでは、今度のこの二割削

減によって削られた、いわゆる廢止せ

られた課が一部が局に昇格をするに

つれて、廢止せられた課が部に今度は昇

格をするといふことまで、私は承わっ

ておるのであります。(拍手)

次に、重要な点は、國家公務員法の

改正による人事院の廃止であります。

昭和二十九年三月、内閣に公務員制度

調査会が設けられ、本調査会は、一年

八ヶ月の長期にわたって調査を進め、

昨年十一月、公務員制度全般にわたつ

て答申をしております。この答申につ

いては、われわれも全幅的に賛意を表

するわけではありませんけれども、十

三項目に及ぶところの個々の内容につ

いては、当然政府として取り上げるべ

きものが多いくあります。この答申

を分担して、課長といふ職名を失つた事

務官または技官を救済するために、たと

えば、統計局においては統計調査官、

行政能率の向上と簡素化を中心とする

整備統廃合、行政事務の再配分による

ものでなければならぬのであります。

が、政務次官をふやし、官房副長官を

ふやし、総務次長を新設し、さらに御

防衛庁は書記官、文部省は参事官、広

報主任官などと、わざわざ新しい官名

とは、行政機構の簡素化と責任化に逆

行し、いたずらに判この数をふやして

事務の渋滞を招くおそれがあると思う

が、倉石長官の御見解を承わりたい。

(拍手)

防衛庁は書記官、文部省は参事官、広

報主任官などと、わざわざ新しい官名

とは、いかななる意図をもつてやられた

のが、一体、この二割一律削減といふも

を設けて、官庁の職階制をいたずらに

複雑怪奇ならしめただけであります。

が、倉石担当大臣の御所見を承わりた

のは、いかなる意図をもつてやられた

のであります。(拍手)

人事院が時の政府の権力に押され

た。(拍手)特に、今回の――本日の

議案にはなっておりませんけれども、

私の聞くところによりますれば、經濟

企画庁あたりでは、今度のこの二割削

減によって削られた、いわゆる廢止せ

られた課が一部が局に昇格をするに

つれて、廢止せられた課が部に今度は昇

格をするといふことまで、私は承わっ

ておるのであります。(拍手)

ついで、廢止せられた課が部に今度は昇

格をするといふことまで、私は承わっ

ておるのであります。(拍手)

その職員を全うすることができなかつ

たこと、きわめて消極的なる人事院勧

告をさる政府は常にこれを圧殺して顧

みなかつたこと等々に思いをいたしま

すならば、われわれといえども、現在

の人事院に対して期待を大きく持つて

おらぬのであります。しかしながら、

おらぬなのであります。しかしながら、

おらぬのであります。しかしながら、

理し、会長が欠員のときはその職務を行ふ。

(会議)

第十一條 理事会は、会長が招集する。

2 理事会は、会長及び会長以外の構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

3 理事会の議事は、出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 理事会の議決について特別の利害関係を有する者は、その議事に参与することができない。

(総裁等)

第十二条 日本国有鉄道に、総裁、副総裁及び技師長各一人並びに常務理事若干人を置く。

(総裁等の職務及び権限)

第十三条 総裁は、日本国有鉄道を代表し、理事会の決定に従い、日本国有鉄道の業務を執行する。

2 副総裁は、日本国有鉄道の業務の執行について総裁を補佐し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行ふ。

3 技師長は、日本国有鉄道の技術の改善及び進歩について総裁を補佐する。

4 常務理事は、総裁の定めるところにより、日本国有鉄道の業務のうちから、委員長に事故がある場合において委員長の職務を代理する。

執行について総裁及び副総裁を補佐し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行ふ。

(監査委員会の設置及び権限)

第十四条 日本国有鉄道に、監査委員会を置く。

2 監査委員会は、日本国有鉄道の業務を監査する。

3 監査委員会は、日本国有鉄道の業務を監査したときは、その結果を総裁に通知するものとする。

4 監査委員会は、監査の結果に基いて、日本国有鉄道の業務に関して改善を必要とする事項があると認めるとときは、運輸大臣に意見を提出し、又は理事会に意見述べることができる。

5 運輸大臣は、監査委員会に対して、日本国有鉄道の監督上特に必要なと認めるとときは、運輸大臣に意見を報告すべきことを命ずることができる。

(組織)

第十五条 監査委員会は、委員三人以上五人以内をもつて組織する。

2 委員長は、監査委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長は、あらかじめ他の委員のうちから、委員長に事故がある場合において委員長の職務を代理する。

5 委員長は、委員長に事故がある場合において委員長の職務を代理する。

6 役員は、再任されることができない。

する者を定めておかなければならぬ。

(会議)

第十六条 監査委員会は、委員長が招集する。

2 監査委員会は、委員長を含み委員会を開き、議決をすることができる。

3 監査委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 監査委員会は、監査の結果に基いて、日本国有鉄道の業務に関して改善を必要とする事項があると認めるとときは、監査委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 運輸大臣は、監査委員会の委員及び監査委員会の委員に改める。

6 第十八条から第二十二条までを次のように改める。

(役員の任命及び任期)

第十九条 総裁は、内閣が任命する。

2 副総裁及び理事は、運輸大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

3 監査委員会の委員は、運輸大臣が任命する。

4 技師長及び常務理事は、理事のうちから、総裁が任命する。

5 総裁及び副総裁の任期は四年とし、理事及び監査委員会の委員の任期は三年とする。

(役員の兼職の禁止)

第二十一条 監査委員会の委員は、他の役員を兼ねることができない。

(役員の欠格条項)

第二十条 左の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

1 国務大臣、国会議員、政府職員(人事院が指定する非常勤の者を除く。)又は地方公共団体の議会の議員

2 政黨の役員

3 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて日本国有鉄道と取引上密接な利害関係を有するもの又はそれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるとかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

4 運輸事業を営む者であつて日本国有鉄道と競争関係にあるもの又はその者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

5 前二号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

6 第二十二条の二 内閣は、総裁が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は副総裁若しくは理事の義務違反その他の副総裁若しくは理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを罷免することができる。

7 第二十二条の次に次の一条を加える。

3 運輸大臣は、監査委員会の委員が第二十二条の二 内閣は、総裁が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は副総裁若しくは理事の義務違反その他の副総裁若しくは理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを罷免することができる。

8 第二十二条の二 内閣は、総裁が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は副総裁若しくは理事の義務違反その他の副総裁若しくは理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを罷免することができる。

9 第二十二条の二 内閣は、総裁が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は副総裁若しくは理事の義務違反その他の副総裁若しくは理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを罷免することができる。

10 第二十二条の二 内閣は、総裁が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は副総裁若しくは理事の義務違反その他の副総裁若しくは理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを罷免することができる。

11 第二十二条の二 内閣は、総裁が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は副総裁若しくは理事の義務違反その他の副総裁若しくは理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを罷免することができる。

12 第二十二条の二 内閣は、総裁が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は副総裁若しくは理事の義務違反その他の副総裁若しくは理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを罷免することができる。

(役員の罷免)

第二十二条 内閣は、総裁が第二十条各号の一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

2 総裁は、副総裁又は理事が第二十条各号の一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

3 運輸大臣は、監査委員会の委員が第二十二条各号の一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

4 運輸大臣は、監査委員会の委員が第二十二条各号の一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

5 運輸大臣は、監査委員会の委員が第二十二条各号の一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

6 運輸大臣は、監査委員会の委員が第二十二条各号の一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

7 運輸大臣は、監査委員会の委員が第二十二条各号の一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

8 運輸大臣は、監査委員会の委員が第二十二条各号の一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

9 運輸大臣は、監査委員会の委員が第二十二条各号の一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

10 運輸大臣は、監査委員会の委員が第二十二条各号の一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

11 運輸大臣は、監査委員会の委員が第二十二条各号の一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

12 運輸大臣は、監査委員会の委員が第二十二条各号の一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

委員会の委員に職務上の義務違反その他監査委員会の委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを罷免することができない。

第二十三条の見出しを「(総裁等の當利事業からの隔離)」に改め、同条中「中役員」を「総裁、副総裁、技師長及び常務理事」に改める。

第二十四条を次のよろに改める。

(代表権の制限)

第二十四条 日本国鉄道と總裁との利益が相反する事項については、總裁は、代表権を有しない。

この場合においては、監査委員会は、副総裁又は理事のうちから日本国有鉄道を代表する者を選任しなければならない。

第二十五条 日本国鉄道と總裁又は理事は、總裁は、副総裁、常務理事又は

第二十六条 第二項中「第十二条第一項第三号」を「第二十条第一号」に改める。

第三十四条第二項中「国家公務員法」の下に「(昭和二十二年法律第百二十号)」を加える。

第三十九条の四第五号中「役員及びび」を削る。

第四十条第一項中「決算元結後一月以内」を「これに監査委員会の監査

内」に改める。

第三項を第四項とし、第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の会計規程には、左の事項を明らかにしなければならない。

一 会計の区分に関する事項
二 収入、支出その他予算の執行に関する事項

三 決算に関する事項
四 現金及び有価証券の出納保管に関する事項

五 物品、固定資産及び債権の管理に関する事項
六 契約に関する事項
第七十四条の次に次の二条を加える。

(役員の給与等の基準)
第四十二条の二 日本国鉄道は、その役員に対しても支給する給与及び退職手当の基準を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。

第三十四条第二項中「(昭和二十二年法律第百二十号)」を加える。

第四十四条第一項中「役員及びび」を削り、同条第二項中「節減したときは」を「節減した場合において」に改める。

第五十三条定める重要な工事

第五十五条 日本国鉄道の職員が、引き続いでその役員となつた

有鉄道の業務に改める。

第五十六条 第二項中「(昭和二十二年法律第百二十号)」を加える。

第五十七条第一項後段中「日本国有鉄道の役員」との下に「、第三十九条の四第五号中「役員及びび」を削る。

第五十八条第一項第二号中「使用される者が、引き続いてその役員となつた場合には、退職後でなければ恩給を給しない。

第五十九条第一項第二号中「(昭和二十二年法律第百二十号)」を加える。

第六十条 労働者災害補償保険法

内」に改める。

第三項を第四項とし、第二項中「前

項」を「第一項」に改め、同項を第三

項とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の二号を加える。

2 日本国鉄道は、車両その他運輸省令で定める重要な財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供することができない。

3 日本国鉄道は、國又は地方公共団体に貸し付ける場合は、運輸大臣の許可を受けてなければならない。

4 第十四条第五項の規定に基く命令に違反して監査若しくは報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

5 第五十六条第一項及び第四項中「(貸付契約の解除)」

第六十条 労働者災害補償保険法

内」に改める。

第三項を第四項とし、第三項を第五項とし、第三項を第四項とし、

第五項とし、第三項を第四項とし、

第六十条 労働者災害補償保険法

内」に改める。

第三項を第四項とし、第三項を第五項とし、第三項を第四項とし、

第六十条 労働者災害補償保険法

理する理事が左の各号の一に該当するときは、その業務に対する責任に応じて「を、左の各号に掲げる違反があつた場合には、その行為をした役員は」に改め、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の二号を加える。

2 第十四条第五項の規定に基く命令に違反して監査若しくは報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

3 第五十六条第一項及び第四項中「(施行期日)」

第六十条 労働者災害補償保険法

内」に改める。

第三項を第四項とし、第三項を第五項とし、第三項を第四項とし、

第六十条 労働者災害補償保険法

内」に改める。

第三項を第四項とし、第三項を第五項とし、第三項を第四項とし、

第六十条 労働者災害補償保険法

内」に改める。

第三項を第四項とし、第三項を第五項とし、第三項を第四項とし、

第六十条 労働者災害補償保険法

内」に改める。

百八十二号の適用については、これを退職とみなす。

第六十条を次のよろに改める。

第六十条 労働者災害補償保険法

内」に改める。

第三項の規定の適用について

は、日本国有鉄道の事業は、國の直営事業とみなす。

附則

理する理事が左の各号の一に該当するときは、その業務に対する責任に応じて「を、左の各号に掲げる違反があつた場合には、その行為をした役員は」に改め、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の二号を加える。

2 第十四条第五項の規定に基く命令に違反して監査若しくは報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

3 第五十六条第一項及び第四項中「(施行期日)」

第六十条 労働者災害補償保険法

内」に改める。

第三項を第四項とし、第三項を第五項とし、第三項を第四項とし、

第六十条 労働者災害補償保険法

内」に改める。

第三項を第四項とし、第三項を第五項とし、第三項を第四項とし、

第六十条 労働者災害補償保険法

内」に改める。

第三項を第四項とし、第三項を第五項とし、第三項を第四項とし、

第六十条 労働者災害補償保険法

内」に改める。

理する理事が左の各号の一に該当するときは、その業務に対する責任に応じて「を、左の各号に掲げる違反があつた場合には、その行為をした役員は」に改め、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の二号を加える。

2 第十四条第五項の規定に基く命令に違反して監査若しくは報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

3 第五十六条第一項及び第四項中「(施行期日)」

第六十条 労働者災害補償保険法

内」に改める。

第三項を第四項とし、第三項を第五項とし、第三項を第四項とし、

第六十条 労働者災害補償保険法

内」に改める。

第三項を第四項とし、第三項を第五項とし、第三項を第四項とし、

第六十条 労働者災害補償保険法

内」に改める。

第三項を第四項とし、第三項を第五項とし、第三項を第四項とし、

第六十条 労働者災害補償保険法

内」に改める。

理する理事が左の各号の一に該当するときは、その業務に対する責任に応じて「を、左の各号に掲げる違反があつた場合には、その行為をした役員は」に改め、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の二号を加える。

2 第十四条第五項の規定に基く命令に違反して監査若しくは報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

3 第五十六条第一項及び第四項中「(施行期日)」

第六十条 労働者災害補償保険法

内」に改める。

第三項を第四項とし、第三項を第五項とし、第三項を第四項とし、

第六十条 労働者災害補償保険法

内」に改める。

第三項を第四項とし、第三項を第五項とし、第三項を第四項とし、

第六十条 労働者災害補償保険法

内」に改める。

第三項を第四項とし、第三項を第五項とし、第三項を第四項とし、

第六十条 労働者災害補償保険法

内」に改める。

理する理事が左の各号の一に該当するときは、その業務に対する責任に応じて「を、左の各号に掲げる違反があつた場合には、その行為をした役員は」に改め、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の二号を加える。

2 第十四条第五項の規定に基く命令に違反して監査若しくは報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

3 第五十六条第一項及び第四項中「(施行期日)」

第六十条 労働者災害補償保険法

内」に改める。

第三項を第四項とし、第三項を第五項とし、第三項を第四項とし、

第六十条 労働者災害補償保険法

内」に改める。

第三項を第四項とし、第三項を第五項とし、第三項を第四項とし、

第六十条 労働者災害補償保険法

内」に改める。

第三項を第四項とし、第三項を第五項とし、第三項を第四項とし、

第六十条 労働者災害補償保険法

内」に改める。

理する理事が左の各号の一に該当するときは、その業務に対する責任に応じて「を、左の各号に掲げる違反があつた場合には、その行為をした役員は」に改め、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の二号を加える。

2 第十四条第五項の規定に基く命令に違反して監査若しくは報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

3 第五十六条第一項及び第四項中「(施行期日)」

第六十条 労働者災害補償保険法

内」に改める。

第三項を第四項とし、第三項を第五項とし、第三項を第四項とし、

第六十条 労働者災害補償保険法

内」に改める。

第三項を第四項とし、第三項を第五項とし、第三項を第四項とし、

第六十条 労働者災害補償保険法

内」に改める。

第三項を第四項とし、第三項を第五項とし、第三項を第四項とし、

第六十条 労働者災害補償保険法

内」に改める。

理する理事が左の各号の一に該当するときは、その業務に対する責任に応じて「を、左の各号に掲げる違反があつた場合には、その行為をした役員は」に改め、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の二号を加える。

2 第十四条第五項の規定に基く命令に違反して監査若しくは報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

3 第五十六条第一項及び第四項中「(施行期日)」

第六十条 労働者災害補償保険法

内」に改める。

第三項を第四項とし、第三項を第五項とし、第三項を第四項とし、

第六十条 労働者災害補償保険法

内」に改める。

第三項を第四項とし、第三項を第五項とし、第三項を第四項とし、

第六十条 労働者災害補償保険法

内」に改める。

第三項を第四項とし、第三項を第五項とし、第三項を第四項とし、

第六十条 労働者災害補償保険法

内」に改める。

理する理事が左の各号の一に該当するときは、その業務に対する責任に応じて「を、左の各号に掲げる違反があつた場合には、その行為をした役員は」に改め、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の二号を加える。

2 第十四条第五項の規定に基く命令に違反して監査若しくは報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

3 第五十六条第一項及び第四項中「(施行期日)」

第六十条 労働者災害補償保険法

内」に改める。

第三項を第四項とし、第三項を第五項とし、第三項を第四項とし、

第六十条 労働者災害補償保険法

内」に改める。

第三項を第四項とし、第三項を第五項とし、第三項を第四項とし、

第六十条 労働者災害補償保険法

内」に改める。

第三項を第四項とし、第三項を第五項とし、第三項を第四項とし、

第六十条 労働者災害補償保険法

内」に改める。

(報告及び検査)

第九条 公正取引委員会は、親事業者の下請事業者に対する修理委託又は修理委託に關する取引（以下単に「取引」という。）を公正ならしめるため必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に關する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させることができ。

2 中小企業庁長官は、下請事業者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させることができる。

3 親事業者又は下請事業者の営む事業を所管する主務大臣は、中小企業庁長官の第六条の規定による調査に協力するため特に必要があると認めるときは、所管事業を當親事業者若しくは下請事業者に對しその取引に關する報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 1** この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 附 則**

表、及び、主務官庁の報告徵集、立ち

4 前三項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第十条 第五条の規定による書類を作成せず、若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成したときは、その違反行為をした親事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

第十二条 第九条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第十三条 第九条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を次のように改正する。
第三十五条 第四に次の一号を加える。
 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○益本一雄君 ただいま議題となりました下請代金支払遅延等防止法案について、商工委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず、本法案の概要を申し上げます。親事業者の下請事業者に対する下請代金支払い遅延などの不公正行為は、従来、独占禁止法等の措置によって、これが防止に努力して参ったのであります。しかし、経済情勢が好転して参りました今日においても、遺憾ながら、改善されたとは必ずしも言い得ないのではありません。わが国経済において重要な役割をなっている中小下請事業者の事業經營を圧迫し、ひいては、わが国経済の健全な発達を阻害している現状であります。従つて、下請事業者の利益を保護するためには、下請代金支払い遅延などの防止に關して、独占禁止法と並んで、別個の法制を整え、親事業者の順守事項及び帳簿書類の整備義務、公正取引委員会の勧告及び公報、及び、主務官庁の報告徵集、立ち入り検査など、必要な規定を設けて、積極的な改善措置を講ずる必要がある

のであります。本法案は、さきに本会議に上程され、石橋國務大臣より趣旨説明が行われ、すでに御承知のことと存じますので、内容の詳細は説明を省略いたします。

本法案は、三月十六日本委員会に付託され、二十日政府委員より提案理由の説明を聴取いたし、越えて四月二十一日以降三日間にわたり慎重な審議を行いました。また、審議の完璧を期するため、親事業者、下請事業者及び労働者代表を招致いたしまして、参考意見を聴取し、質疑を行なつたのであります。

二、第六条、第七条及び第九条の規定を積極的且つ機動的に運用するとともに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定による不公正取引の取締りを十分に適用し、同々相俟つて遺憾なきを期すべきである。

一、中小下請事業の経済的基盤の強化は、本法の実施のみをもつてではなく、完成を期し難いので、今後これが目的達成のため、政府は、更に一段の努力を払うべきである。

四月二十五日質疑を終了し、討論にて田中武夫君より、それぞれ賛成の意見が表明されたのであります。引き続き採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決されたのであります。

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
なお、自由民主党並びに日本社会党を代表いたしまして、小平久雄君より本法案に対する附帯決議案が発議されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
〔参考照〕
 下請代金支払遅延等防止法案に對する附帯決議

一、政府は、親事業と下請事業との関係の現状に鑑み、本法第四条に規定する各項を遵守せしめるた
 め、第六条、第七条及び第九条の規定を積極的且つ機動的に運用す
 るとともに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規
 定による不公正取引の取締りを十分に適用し、同々相俟つて遺憾な
 きを期すべきである。

二、中小下請事業の経済的基盤の強化は、本法の実施のみをもつてではなく、完成を期し難いので、今後これが目的達成のため、政府は、更に一段の努力を払うべきである。

四月二十五日質疑を終了し、討論にて田中武夫君より、それぞれ賛成の意見が表明されたのであります。引き続き採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決されたのであります。

二、第六条、第七条及び第九条の規定による公務傷病年金等の額の改定に關する法律案(内閣提
 出)

国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に關する法律案(内閣提
 出)

昭和三十一年四月二十六日 衆議院会議録第三十八号 国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律案外一案

六二二

別表

障害の等級	年金額
一級	一二三、〇〇〇円
二級	一〇一、〇〇〇円
三級	八一、〇〇〇円
四級	四八、〇〇〇円
五級	三〇、〇〇〇円
六級	二四、〇〇〇円

備考
障害の等級の区分は、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第百五十九号)別表第二に基いて大蔵大臣が定めたところによる。

国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律案に対する修正
国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律案に対する修正
国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律案に対する修正
国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律案に対する修正
国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律案に対する修正
第一項第一号に掲げる年金の基礎となつた障害の程度が別表に定

める四級、五級又は六級に該当するものでそれぞれ恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二に定める第三項症以上、第四項症以上又は第五項症以上に相当するものに係る当該年金については、大蔵大臣の定めるところにより、当該障害の程度が別表に定める五級又は六級に該当するものにあつてはそれぞれその一級上位の等級に該当するものとみなし、当該障害の程度が同表に定める四級に該当するものにあつては同表中「四八、〇〇〇円」とあるのは「六五、〇〇〇円」と読み替えて、第一項の規定を適用する。

第二条 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第百五十九号)別表第二に基いて大蔵大臣が定めたところによる。

3 前条第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

本修正の結果必要とする経費は、本修正の結果必要とする経費は、約二八八万円である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

前項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少いときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

3 第一条の規定により年金額を改定された年金のうち共済組合法第九十四条の二の規定により退職年金又は遺族年金とみなされる年金を受けた者(遺族年金を受ける子及び孫を除く。)については、その者が六十歳に達するまでは、改定年金額と従前の年金額との差額を支給を停止する。この場合において、遺族年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長

(国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定)

第一条 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十号)第六十九号。以下「共済組合法」という。第九十条の規定による年金(同法第九十四条の二の規定により同法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金とみなされた年金を含むものとし、公務による死亡を給付事由とする年金及び公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有する者の公務によらない死亡を給付事由とする年金を除く。以下「共済年金」という。)で、その年金額の算定の基準となつてゐる昭和二十七年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和二十八年法律第百六十号)。以下「年金額改定法」という。別表の仮定俸給(国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律案の一部を次のように修正する。
第一項に次の二項を加える。
3 第一項第一号に掲げる年金の基

項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額としたものについては、同法第一條第一項及び第二項又は第二条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基準となるべき同法別表の仮定俸給とする。

〔旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定〕

第二条 旧令による共済組合等から定による年金の額の改定

2 前項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少いときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

3 第一条の規定により年金額を改定された年金のうち共済組合法第九十四条の二の規定により退職年金又は遺族年金とみなされる年金を受けた者(遺族年金を受ける子及び孫を除く。)については、その者が六十歳に達するまでは、改定年金額と従前の年金額との差額を支給を停止する。この場合において、遺族年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長

者があつた月をもつて、その二人以上の者が六十歳に達する月とみなす。
〔旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定〕

(昭和二十五年法律第二百五十六号。以下「特別措置法」という。)第六条の規定により改定された年金額を、その算定の基準となつてゐる年金額改定法の仮定俸給にそれぞれ対応する別表の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条の規定により年金額を改定された年金のうち共済組合法第九十四条の二の規定により退職年金又は遺族年金とみなされる年金を受けた者(遺族年金を受ける子及び孫を除く。)については、その者が六十歳に達するまでは、改定年金額と従前の年金額との差額を支給を停止する。この場合において、遺族年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長

基準となつてゐる年金額改定法の仮定俸給にそれぞれ対応する別表の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前条第二項及び第三項並びに特別措置法第六条第二項の規定は、前項の規定による年金額の改定について準用する。

(費用負担)

第三条 国庫は、第一条の規定による年金額の改定により増加する費用を負担する。ただし、次の各号に掲げる共済組合が支給する年金の額の改定により増加する費用は、当該共済組合の組合員(共済組合法第九十四条第一項各号に掲げる者を除く)のうち国家公務員である者及び次の各号に掲げる団体の役員又は職員である者がそれ受けける俸給の総額の割合に応じて、国庫及び当該団体が負担するものとする。

一 共済組合法第八十六条第一項に規定する地方職員を組合員とする共済組合 同法第六十九条第一項に掲げる費用を負担する地方公共団体

二 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第五十一条第二項に規定する共済組合

合 日本専売公社

三 日本国鉄道法(昭和二十二年法律第二百五十六号)第五十条第二項に規定する共済組合

四 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第八十条第二項に規定する共済組合

附 则

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際、特別措置法の規定による年金の受給者のうち、公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有するもので、同一の給付事由により、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の規定による年金を受ける権利をあわせ有するものについては、この法律は、適用しない。

3 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「又は国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律(昭和三十一年法律第一号)第一條」を「国家公務員

公務傷病年金等の額の改定に関する法律(昭和三十一年法律第一号)第二条又は昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた國家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和二十二年法律第二百五十六号)第一條第一項又は第二条第一項又は第二条第二項の規定による年金額改定法の仮定俸給

別表	第一条第一項	第二条第一項	第二条第二項
五〇〇〇円	五〇〇〇円	五〇〇〇円	
五二〇〇円	五二〇〇円	五二〇〇円	
五四〇〇円	五四〇〇円	五四〇〇円	
五六〇〇円	五六〇〇円	五六〇〇円	
五八〇〇円	五八〇〇円	五八〇〇円	
六〇〇〇円	六〇〇〇円	六〇〇〇円	
六二〇〇円	六二〇〇円	六二〇〇円	
六四〇〇円	六四〇〇円	六四〇〇円	
六六〇〇円	六六〇〇円	六六〇〇円	
六八〇〇円	六八〇〇円	六八〇〇円	
七〇〇〇円	七〇〇〇円	七〇〇〇円	
七二〇〇円	七二〇〇円	七二〇〇円	
七四〇〇円	七四〇〇円	七四〇〇円	
七六〇〇円	七六〇〇円	七六〇〇円	
七八〇〇円	七八〇〇円	七八〇〇円	
八〇〇〇円	八〇〇〇円	八〇〇〇円	
八二〇〇円	八二〇〇円	八二〇〇円	
八四〇〇円	八四〇〇円	八四〇〇円	
八六〇〇円	八六〇〇円	八六〇〇円	
八八〇〇円	八八〇〇円	八八〇〇円	
九〇〇〇円	九〇〇〇円	九〇〇〇円	
九二〇〇円	九二〇〇円	九二〇〇円	
九四〇〇円	九四〇〇円	九四〇〇円	
九六〇〇円	九六〇〇円	九六〇〇円	
九八〇〇円	九八〇〇円	九八〇〇円	
一〇〇〇〇円	一〇〇〇〇円	一〇〇〇〇円	

○松原喜之次君 なだいま議題となりました二法案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

まず、国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律案外二案

改定に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、国家公務員共済組合法及び旧令による特別措置法の規定により現に支給されている年金のうち、公務による傷病を給付事由としている障害年金の最低保障額が、同じ公務傷病を給付事由とする戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による障害年金の額に比較して低額でありますので、この際これを援護法の線まで一律に七千円引き上げることとしたそらとするものであります。また、従来最低保障の定めがなかつた殉職年金及び障害遺族年金につきましても、今回新たに戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定によるこの額を七千円に引き上げることとしたそらとするものであります。なお、以上の措置により増加する費用につきましては、国庫及び地方公共団体または公社が按分して負担することとしたそらとするものであります。

本案につきましては、各派共同の修正案が提出されております。修正の趣旨は、今回障害年金の最低保障額を引き上げることによりその恩恵に沿うこととなりますのは、障害等級が四級以上の者であり、五級及び六級の大部を占める受給者には、事実上何ら実益をもたらさないのであります。また、三級と四級との間の格差が著し

く、さらにまた、四級の最低保障額も三級と比較しならぬほど低くに失し、全体としての權衡を欠いていることを指摘することができるのであります。そこで、障害の程度が四級、五級または六級に該当する者のうち、それぞれ恩給法に規定された第三項症、第四項症または第五項症以上に相当する者については、大蔵大臣の定めるところにより、五級または六級に該当する者は、それぞれ一級上位の等級に該当するものとみなじ、また四級に該当する者については、最低保障額を四万八千円から六万五千円に引き上げまして、真に実益のある最低保障額を設けることに修正を加えることとしたのであります。

なお、本案の施行に要する経費は約二百八十八万円であります。右の修正案につきましては、国会法第五十七条の規定により内閣の意見を聴取いたしましたが、諸般の事情からこの程度の修正はやむを得ない旨の意見が述べられました。

本案並びに修正案につきましては、審議の結果、本二十六日質疑を打ち切り、討論を省略して直ちに採決に入りましたところ、いずれも全会一致をもって可決され、よって本案は修正議決いたされました。

次に、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に

関する法律案について申し上げます。

この法律案は、国家公務員共済組合法及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定によると、金のうち、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じたものについては、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律の規定により、恩給の例に準じて、昭和二十八年一月分から、その年金額を改定して支給して参つたのであります。このたび別途今国会に提出されました、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案に

より、再び恩給の不均衡是正措置が行なわれることとなりましたので、右の共済組合年金につきましても、前回同様、恩給の額にならって増額改定を行なうこととしたそとをするものであります。すなわち、今回の年金額改定の措置は、年金額算定の基準となつた仮定俸給が二万九千五百円以下のものを対象として、恩給の場合と全く同様、一

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

午後三時散会

出席国務大臣	内閣総理大臣	鳩山 一郎君
外務大臣 重光 勢君		
大蔵大臣 一萬田尙登君		
郵政大臣 村上 勇君		
建設大臣 馬場 元治君		
國務大臣 太田 正幸君		

一、去る二十三日、内閣総理大臣から、在外財産問題審議会委員に本院議員愛知揆一君、同大平正芳君、同古屋貞雄君、參議院議員遠藤柳作君、同小西英雄君、同田畠金光君及び同竹下豊次君を任命したいので、領した。

一、去る二十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受け取見当の引き上げを行なうこととしたし、その旨参議院に通知した。

一、去る二十四日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

一、去る二十四日議長において、次に開税法等の一部を改正する法律施行あつ、旅業法の一部を改正する法律

本案につきましては、審議の結果、本二十六日質疑を打ち切り、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手) ○議長(益谷秀次君) 両案を一括して採決いたします。国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律案の委員長の報告は修正、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案の委員長の報告は可決であります。両案を委員長報告の通り可決するに御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

内閣委員

島上善五郎君	原 肇君
地方行政委員	西ヶ久保重光君
外務委員	岡田 春夫君
大蔵委員	山口丈太郎君
文教委員	石野 久男君
社会労働委員	小川 半次君
農林水産委員	久野 忠治君
松野 順三君	川俣 清喜君
運輸委員	横山 利秋君
建設委員	西村 力弥君
予算委員	
足立 審郎君	稻富 稔人君
決算委員	坂本 泰良君

一、昨二十五日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受け領した。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律

一、去る二十四日社会労働委員会において、次の通り理事を補欠選任しました。

理事 岡 良一君(理事岡良一君去る七日委員長辞任につきその補欠)

内閣委員

島上善五郎君	原 肇君
地方行政委員	西ヶ久保重光君
外務委員	岡田 春夫君
大蔵委員	山口丈太郎君
文教委員	石野 久男君
社会労働委員	小川 半次君
農林水産委員	久野 忠治君
松野 順三君	川俣 清喜君
運輸委員	横山 利秋君
建設委員	西村 力弥君
予算委員	
足立 審郎君	稻富 稔人君
決算委員	坂本 泰良君

昭和三十一年四月二十六日

衆議院会議録第三十八号

明治三十五年三月三十日第三種郵便物認可

定価一部
十五円

(配達料込)
発行所

東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段西三一七二六四四
郵便局報